

## 免許状更新講習の受講免除申請について

主に、免許状更新講習（以下「更新講習」という。）の受講免除の職に該当することとなる校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の方が「更新講習の受講免除の申請」を行うこととなります。

修了確認期限の2か月前までの2年間に、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかの職にある方は、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。（更新講習の受講又は免除のいずれかの方途をとるかは各自で判断してください。）

この外、文部科学大臣、県教委等が行う表彰等を受けたことにより、受講免除を申請できる場合があります。詳しくは、教職員課 総務・免許グループへお問合せください。

「更新講習の受講免除の申請」を行う際の手続きについては以下のとおりです。

### 申請の流れについて

〈各自の修了確認期限の2か月前までに行う必要があります。〉

#### 免除申請

受講免除の認定を希望する場合は、各自が「免許状更新講習受講免除認定申請書」に以下の書類を添付し、県教委に申請をします。（申請書の記入の注意点等は、県教委HPに掲載している「申請書記入例」を参照のこと。）

（添付書類一覧）

① 免許状の写し

※ 免許状を紛失している場合は、免許状を授与した都道府県が発行している「授与証明書」の添付でも可。

② 戸籍抄本（必要な場合のみ。）

※ 婚姻等により、免許状に記載されている氏名又は本籍地が異なる場合は添付する必要があります。

③ 表彰状の写し（文部科学大臣又は県教委等から表彰を受けた場合のみ。）

※ 免除事由が表彰を受けたことによる場合のみ添付することになります。

④ 返信用封筒（角形2号封筒へ自身のあて先を書き、切手（120円）を貼る。）

#### 免除証明書の発行

県教委が申請に基づき、更新講習の受講免除の認定を行い「免許状更新講習免除証明書」を発行します。これにより、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされます。

※ 申請時に送付いただく返信用封筒で、申請者に証明書を送付します。

## 次回の修了確認期限

申請時の修了確認期限の10年後まで、持っているすべての免許状が有効となります。

例：申請時の修了確認期限…平成23年3月31日

↓ 申請に基づき、県教委で受講免除の認定

次回の修了確認期限 …平成33年3月31日

### 〔証明者記入欄〕の証明者について

免除事由の区分	証明者
校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭	公立学校（幼稚園） 校長（園長）の証明 ※ 校長（園長）本人の場合は市町村の教育委員会（ただし、県立学校の場合は県教育委員会：教職員課総務・免許グループへ送付のこと。）
	国立学校（幼稚園） 校（園）長の証明 ※ 校長（園長）本人の場合は法人の長
	私立学校（幼稚園） 校（園）長の証明 ※ 校長（園長）本人の場合は法人の長
予備講習の受講者	校長（園長）の証明 ※ 校長（園長）本人の場合は市町村の教育委員会又は法人の長
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者	任命権者の証明
免許状更新講習の講師	開設者の証明
国、県若しくは市町村又は国立大学法人（以下「国等」という。）への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き国等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者	任命権者の証明
優秀教員表彰者（文部科学大臣若しくは青森県教育委員会が行う表彰又はこれらの表彰に準ずるものとして免許管理者が認めるもの）	校長（園長）の証明
その他文部科学大臣が定める者（新免許状所持者：免許法成功規則第61条の4第6号関係）（旧免許状所持者：改正省令附則第10条第1項第6号関係）…文部科学省の教育調査官など	その者の任命権者の証明